

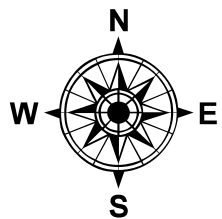
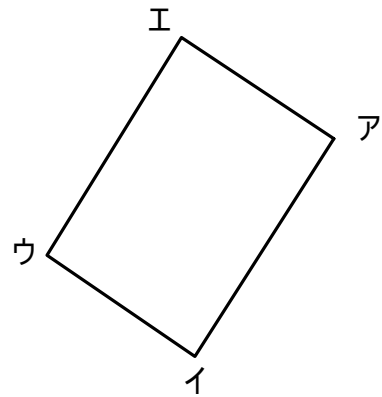
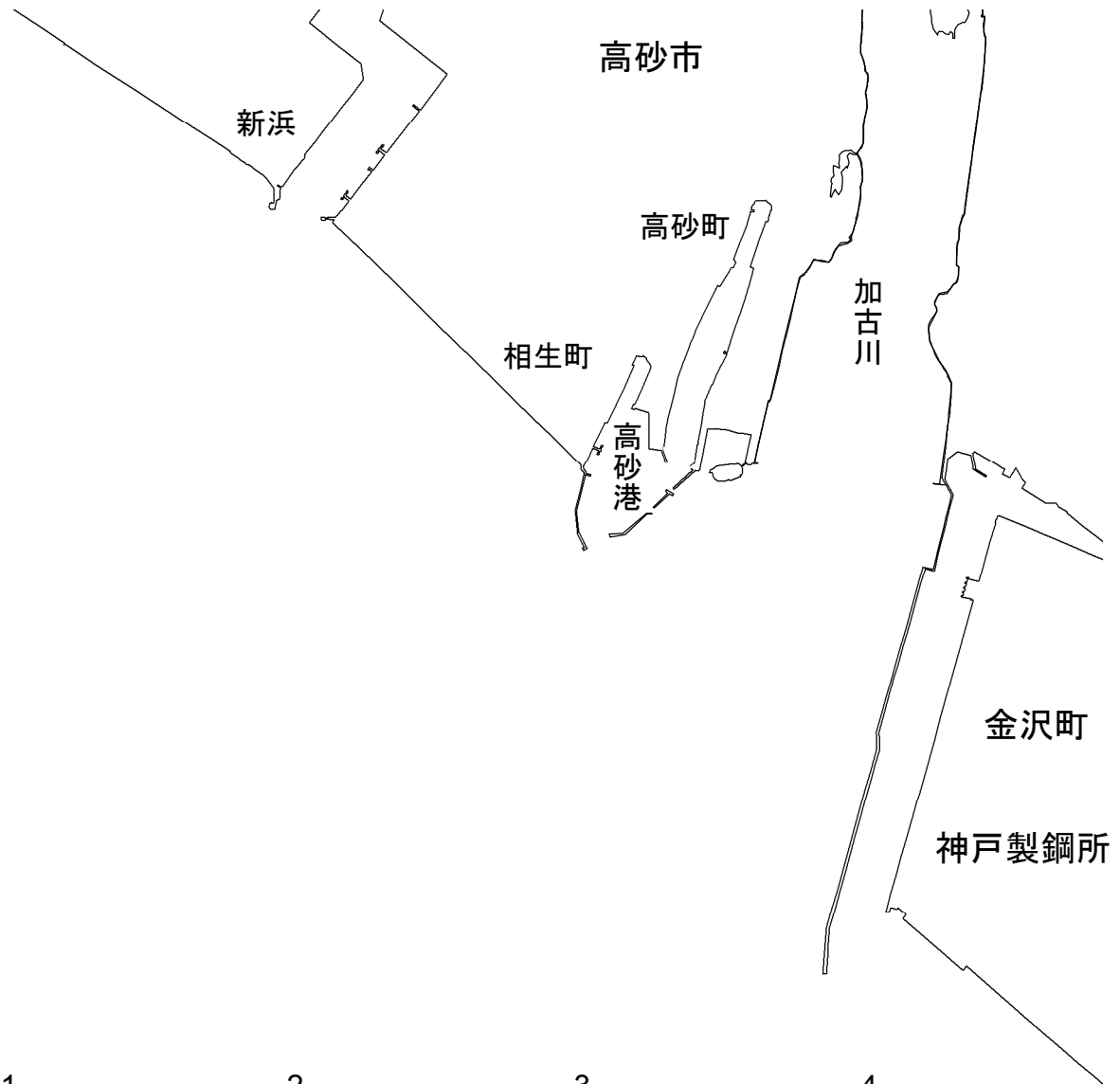
1	表 示				表示 番号	表 示		
1	免許年月日	平成30年9月1日	存続 期間	平成30年9月 1日から 平成35年8月31日まで	1	左記のとおり漁業権の設定を登録する。 平成30年9月1日		
	漁 場	別紙漁場図のとおり						
	漁業の種類	第1種区画漁業	のり養殖業	9月10日から5月15日まで				
	主な漁獲物		わかめ養殖業	10月1日から6月30日まで				
	漁業の時期							
制 限 又 は 条 件	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる 標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。							
漁 業 権 区			先 取 特 権 区		抵 当 権 区		入 漁 権 区	
順位 番号	事 項		順位 番号	事 項		順位 番号	事 項	
1	高砂市高砂町材木町1198番地 高砂漁業協同組合 他4組合 のため漁業権の設定の登録をする。 平成30年9月1日							
海 区	兵庫県瀬戸内海海区		免許番号	区第16号		摘 要		

免許番号		区第16号		摘要					
共 有 漁 業 権 事 項									
持分	漁 業 権 区			先 取 特 権 区		抵 当 権 区		備 考	
	順位 番号	事 項		順位 番号	事 項		順位 番号		事 項
	1	高砂市高砂町材木町1198番地 高砂漁業協同組合							
		明石市二見町東二見2017番地の7 東二見漁業協同組合							
		明石市二見町西二見1003番地の2 西二見漁業協同組合							
		加古郡播磨町古宮768番地 播磨町漁業協同組合							
		加古川市尾上町池田2133番地の1 東播磨漁業協同組合							

免許番号 区第16号
漁場の位置 高砂市荒井町新浜地先
免許の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域

点の位置

ア 北緯34度43.66分、東経134度46.40分
イ 北緯34度43.27分、東経134度46.10分
ウ 北緯34度43.45分、東経134度45.78分
エ 北緯34度43.84分、東経134度46.07分



平成30年9月1日 免許
区第16号漁場

